

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		排水設備設置義務の免除に係る許可
根拠条例・規則名		下水道法
条 項		第 10 条第 1 項ただし書き
所 管 部 課		建設局 下水道部 下水道維持管理課 (電話：048-829-1559)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>排水設備設置義務の免除に関する要綱 (免除の対象)</p> <p>第 2 条 免除の対象となる下水(以下「免除対象下水」という。)は、次のいずれかに該当するものとする。 ただし、し尿、水洗便所から排除される汚水、及び、人の生活または事業活動に伴って生じる炊事、洗濯、入浴等の排水は除く。</p> <p>(1) 間接冷却水 (2) プール排水(ただし、プール清掃時の排水は除く。) (3) 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項(昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号。以下同じ。)に規定する特定事業場からの処理水で、公共下水道管理者が特に認めたもの。 (4) その他、公共下水道管理者が特に認めたもの。</p> <p>(免除の要件)</p> <p>第 3 条 公共下水道管理者は、次の要件をすべて満たす場合に免除を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 免除対象下水の排除先は、水質汚濁防止法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域(ただし、分流式の公共下水道における雨水管渠を除く。以下「公共用水域」という。)であって、当該水域の水質が将来にわたって確保され、かつ、その流末が下水道法(昭和 3 3 年法律第 7 9 号。以下同じ。)第 2 条第 3 号に規定する公共下水道に接続していないものであること。 (2) 免除対象下水の排除時の水質が、下水道法施行令(昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号)第 6 条に規定する放流水の水質の技術上の基準及び排水基準に適合し、かつ、排除先に環境保全上の支障のおそれがないこと。 (3) 前号の水質基準を恒久的・安定的に維持しうる処理施設を有するとともに、それらを良好に維持管理しうる技術的能力・体制を有すること。ただし、特別の処理をしなくとも前号の水質基準を満たすものはこの限りでない。 (4) 免除対象下水の水質状況を測定・記録しうる次の体制を有すること。ただし、前号のただし書の適用を受けるものについてはこの限りでない。 ア 水質測定のための採水口を有していること。 イ さいたま市下水道条例(平成 1 3 年さいたま市条例 2 7 0 号。以下同じ。)第 1 3 条に規定する除害施設管理責任者の資格を有する者が専属していること。 (5) 免除対象下水と公共下水道に流入させる下水とは、排水系統を完全に分離し、かつ、その系統が容易に確認できること。 (6) 原水の量及び免除対象下水の排除量が測定できること。 (7) 免除対象下水の処理により生じた汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下同じ。)に基づき適正に処理され、かつ、将来にわたってそれが継続されること。 (8) 災害や事故等が発生したときは、免除対象下水の公共用水域への排除を停止できる構造であること。 (9) 免除を受けようとする場合には、当該事業場について次に掲げる法令に基づく行政指導又は行政処分を過去 5 年以内に受けていないこと。 ア 下水道法 イ 水質汚濁防止法 ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 エ さいたま市下水道条例 オ その他、公共下水道管理者が定める法令(排水又は水質に関する事項に限る) (10) その他、本市の下水道事業等に支障となるおそれがないこと。 2 前項の規定に係らず、公共下水道管理者が特に必要があると認めるときは、免除をすることができるものとする。</p>
	設定等年月日	平成 14 年 3 月 5 日設定 平成 26 年 10 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30 日
	設定等年月日	平成 14 年 3 月 5 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		